

『日本書紀』と六朝の類書

池田昌廣

はじめに

『日本書紀』(以下『書紀』)はおおむね漢文で綴られているが、その少なからざる部分は漢籍から流用された文章である。『書紀』述作者は、當時傳來していた漢籍から適当な文章を引用し、『書紀』の文章を飾っているのである。では、述作者はいづれの典籍をみて一連の潤色をなしたのであろうか。

一見したところ多数の漢籍から引用したと思われる出典の過半が、實は類書からの孫引きであったことに今日異論はない。ただし、長く通説であった『藝文類聚』利用説には強力な反證がなされており、すでにそのままでは成り立ちがたい状況にある。反證は『書紀』冒頭開闢神話の出典である『三五曆紀』の出所をめぐってなされた。『藝文類聚』説は、『三五曆紀』の引用を合理的に説明できない。『藝文類聚』説への批判の過程で提起され、目下『書紀』研究者のあいだで共通の理解になりつつあるのが『修文殿御覽』利用説である。

私は別稿にて、従来『六韜』『古列女傳』から直接引用したとされてきた仁徳紀・武烈紀の數條を、『藝文類聚』以外の『太平御覽』の

『日本書紀』と六朝の類書

藍本系類書からの孫引きであると論じた。これは、『書紀』全書にわたって、述作者に利用された類書が『藝文類聚』ではなかった根據の一つになる。また『淮南子』の利用問題をとりあげ、参照された類書には、『修文殿御覽』より『華林遍略』がふさわしいとの私見を併せて述べた。『書紀』の述作者が手にした類書が『藝文類聚』でないことは、『藝文類聚』説への批判的論考や別稿の考證によっても明白と思われる。しかし、利用された類書に『修文殿御覽』を擬すれば疑問が氷解するわけでもない。『修文殿御覽』説ではうまく説明できない出典があるからだ。別稿でふれた『淮南子』はその一つだが、問題を有する出典は後述のとおり『淮南子』にとどまらない。

述作に参照された類書が『太平御覽』の藍本系類書であったことは、大方の賛同を得られる思うが、現在なぜか、そのうちの一書にすぎぬ『修文殿御覽』の利用が有力の説に認められているようだ。別稿でも指摘したように、それはほとんど『書紀』冒頭部出典のみからの立論であって、實は『書紀』全書の潤色状況を勘案したうえでの見解ではない。また、『太平御覽』の藍本系類書は『修文殿御覽』に限らないにもかかわらず『修文殿御覽』以外を事實上無視しているのも『修文

殿御覽』利用説がもつ缺點である。

本稿は別稿の知見をふまえ、潤色に利用された類書の特定をなすべく書かれる。具體的には、『太平御覽』に終着する類書の系譜のうち、『藝文類聚』を除いたのこりの三書、『華林遍略』『修文殿御覽』『文思博要』について、いづれを述作者の手にした類書にみとめるのが妥當であるか、これの考證に紙幅を費やすはずである。

そのまえに、類書間の繼承關係をおおざっぱに圖示しておこう。³⁾



() 内の長文・短文とは類書が箇條する引用文の長さの傾向をいう。このうち現存するのは『藝文類聚』と『太平御覽』のみだが、『修文殿御覽』は條文をそのままに『太平御覽』中にはほぼ保存されていることが明らかである。また『藝文類聚』の主藍本には『華林遍略』を推す説が有力である。そのほか詳細はそのつど述べる。『書紀』の引用は別稿と同じく日本古典文學大系本によった。

一、『祕府略』の藍本問題

『書紀』述作者が手にした類書は、當然『書紀』が撰上された養老四年(七二〇)以前本邦に舶載されていたはずだ。撰上以前における上記三書の舶載の有無を確認することは、検討対象をしぼるうえでも有用である。もっとも當時の將來漢籍を知るには『書紀』こそが唯一のまとまった史料で、舶載された類書の名稱は利用された類書の問題を解決したあかつきに初めて得られることになる。ただ養老四年より時代を下げて三書の舶載の徵證をさがすことは可能だ。最重要の史料

は藤原佐世『日本國見在書目録』である。

『日本國見在書目録』は、成書當時すなわち寛平年間(八八九一—八九八)に日本國內に存在した漢籍の總目録である。三書のうち『文思博要』のみこれに著録されていない。『書紀』撰上から約八十年がすぎたおり、その間に『文思博要』が散佚したという理屈はありうるけれど、假に『文思博要』が將來されてたとすれば、足本であれば千二百巻という大部の書が寛平年間までに跡形ないとは、やや無理な想定というべきである。實は、『日本國見在書目録』以外に視野をひろげても『文思博要』の舶載をうかがわせる記録は皆無である。このままでは『文思博要』は、検討の俎上にのぼすうえで、最低限の資格を缺くといわねばならない。

ここで一言しておかなくてはならないのが『祕府略』の藍本問題である。『祕府略』は平安初期に編纂された一千巻という大部の類書である。『祕府略』の編纂には、祕府に收藏された漢籍の原典から一々條文を抽出するのでなく、先行する類書を藍本に改編をほどこす方法がとられた。⁴⁾この藍本に『文思博要』を推す説がある。論者は勝村哲也である。『文思博要』藍本説が實證されれば、舶載の唯一の徵證といふことになる。なお、これに對立するのが飯田瑞穂による『華林遍略』藍本説である。⁵⁾

『祕府略』の主藍本は大部の類書であったはずだが、これ以外に唐・張楚金『翰苑』三〇巻、唐・徐堅『初學記』三〇巻をも藍本にしている。この二書からの引用は『祕府略』中に書名が明記してあり間違いない。また、兩書とも『日本國見在書目録』に著録されており將來は確實である。かりに『華林遍略』が『祕府略』の藍本として、足本で七百二十巻の藍本から千巻の編纂物をつくるには他類書からも補充せ

ねば條文の数が不足する。その意味で『翰苑』と『初學記』との利用は合理的に説明できる。ただし、『文思博要』が藍本であったばあいも、將來された本が足本でなく不全本であったならば、同様に他類書からの補充を企てねばならなくなる。

勝村が『祕府略』の藍本として『華林通略』を排し、『文思博要』を推す考證には一つの前提がある。それは、『神農本草經』、陶弘景『本草經集注』、崔豹『古今注』の三書が『修文殿御覽』には收められず、『文思博要』編纂時にはじめて加えられた、というものである。『祕府略』には、黍類で「古今注」が一條、粟類で「古今注」と「神農本草經」とが各一條、稌類で「崔豹古今注」が一條、上掲の書名を明記して引かれている。この前提によれば『神農本草經』と崔豹『古今注』とは『修文殿御覽』に收載されておらず、また『修文殿御覽』の藍本である『華林通略』にもなかったということになる。『神農本草經』と崔豹『古今注』を収めない『華林通略』を藍本としておれば、『祕府略』は兩書の引用ができない。したがって、兩書を引く『文思博要』が藍本にふさわしいということになる。しかし、果たしてその前提は正しいのであろうか。

勝村説の前提のうち、『神農本草經』・陶弘景『本草經集注』の『修文殿御覽』不載は、もっぱら渡邊幸三の研究に負っている。⁹⁾『太平御覽』薬部所引の本草書から推すと、修文殿御覽の引用書はただ「本草經」「吳氏本草」の二書に限られていたということができ、諸部に引用される「神農」「陶洪景」及びその他の諸本草は、後に増補されたもので、修文殿御覽原有のものではないと推定される¹⁰⁾。「神農」「陶洪景」等の諸本草は、主として文思博要から轉載され修文殿御覽原有のものではないと思われる¹¹⁾といいがら、『修文殿御覽』

所引「本草經」は雷公集注『神農本草經』四卷であったと主張する渡邊の文意は私にとって明瞭でない¹⁰⁾。おそらく『修文殿御覽』所引雷公集注『神農本草經』は當初もしくは引用時に「神農」を冠せずただ「本草經」とのみ表記されたが『文思博要』には「神農」の文字が冠せられたということではなからうか。たしかに、『太平御覽』の薬部とそのほかの諸部とでは、引用書名に「神農」「陶弘景」等を冠するか否かで明確な差異がみられる。『修文殿御覽』上の『神農本草經』は、すくなくとも引用時に「神農」の文字を缺いていたとはいえそうである。『修文殿御覽』が然りであったとすれば、その藍本たる『華林通略』も必然的に「神農」を冠せずただ「本草經」とのみ書名を記したのであろうと推測される。

しかし、事情はより複雑で右のごとく簡単には解釋できない。『修文殿御覽』薬部は『華林通略』由来でなく、北齊で『修文殿御覽』が編纂されたおり、北朝系の書籍から引用されたとする見解も提出されているからである。『修文殿御覽』薬部と『華林通略』薬部とに全面的繼承關係がないとすれば、渡邊の研究は勝村説に前提を用意しない。

また『修文殿御覽』(あるいは『華林通略』もふくめて)が書名に「神農」を冠せず『神農本草經』を引用したのは、藍本の機械的敷寫しというより、ただ「本草經」と記するだけで『神農本草經』に領會されたからではないか。換言すれば、引用書名に「神農」の文字を冠するのは「本草經」のみでは『神農本草經』を示せなくなり、ほかの「本草經」との區別を要したからであらう。

さて『祕府略』はどうであったか。『祕府略』編纂時、日本において「本草經」のみの表記で直ちに『神農本草經』を連想できたかどう

か。『祕府略』も區別のため「本草經」に「神農」を冠する必要に迫られたのではなからうか。類書は藍本を寫すといっても、常にそっくり寫すわけでなく改訂を加えることはしばしばあった。『祕府略』が引用書名を「神農本草經」に記載したからといって、『祕府略』藍本から『華林遍略』を排するのは早計といわねばならない。

残りの一書、崔豹『古今注』引用の有無についてふれる。勝村は森鹿三にしたがって『修文殿御覽』の崔豹『古今注』不收載を主張するが、森の判断ははるかに慎重なものである。しかし二例のみだが、『修文殿御覽』佚文の箇條されて然るべきところに崔豹『古今注』がない事實は重い。私も『修文殿御覽』が崔豹『古今注』を引かなかつたという見解に同意する。しかし、『祕府略』の藍本を論じている今、問われるべきは『華林遍略』が『古今注』を収載していたか否かであつてはならない。『修文殿御覽』中の有無ではないのである。私には『修文殿御覽』の『古今注』不收載が、『華林遍略』の『古今注』不收載の論據たり得るといふことが理解できない。『修文殿御覽』は『華林遍略』を半分のサイズに縮約した書であるから、『修文殿御覽』に引用がないからといって『華林遍略』もそうだとはいえない。むしろ注目すべきは『藝文類聚』がしばしば『古今注』を引用している事實である。『藝文類聚』と『華林遍略』との繼承關係をふまえれば、『華林遍略』は『古今注』を収載していたと考えるのが妥當だ。『藝文類聚』第二層の藍本と思しき『修文殿御覽』が『古今注』を引いていないとすれば尙更である。『祕府略』の『古今注』引用は『華林遍略』によつたとすべきだ。崔豹『古今注』の問題は、『華林遍略』藍本説にとつては、むしろ有利にはたらく。

また『祕府略』完成約六十年後の成書と思われる『日本國見在書目

録』に『文思博要』を見出せないことも勝村説には不利である。以上の考察から、『文思博要』將來の唯一の徵證になるはずだった『祕府略』の『文思博要』藍本説は成立していないといわざるを得ない。したがって、本稿が考察の対象にすべき類書は、のこる『華林遍略』と『修文殿御覽』とに當面限られた。

二、『華林遍略』と『修文殿御覽』

『文思博要』が候補から脱落したので、潤色に利用された類書は『華林遍略』と『修文殿御覽』とのいづれかに限られる。それを特定するために、私は以下の方法を考えた。

(1) 類書からの引用と考えられる『書紀』文の出典最下限原典の執筆年代の調査。

(2) 『書紀』の間接引用のうち、『藝文類聚』にあつて『太平御覽』にない條文の意味についての考察。

(3) 類書を出典にする『書紀』文、類書所引出典文、類書に條文を提供した原典漢籍當該文、以上三者の對應狀況の比較。

まず(1)を試みる。『書紀』の類書によつた出典のなかに、『華林遍略』の成つた普通五年(五一四)以降のものがないかを調べるのだ。もし、普通五年以降執筆の文章が『書紀』に引かれておれば、『華林遍略』はそれを採録することは不可能であるから、同書を利用した可能性は消失し、残る『修文殿御覽』が結論となる。今あらたに類書からの引用文を指摘する用意がないので、小島憲之が『藝文類聚』利用の例として條列した文を検する。果たして『藝文類聚』卷五二、治政上、善政に收められた梁・婁子野「丹陽尹湘東王善政碑」が最もあたらしい出典文であつた。

裴子野、字・畿原は梁代の學者、『三國志』裴注で著名な裴松之の曾孫である。『梁書』卷三〇、『南史』卷三三に傳があり、中大通二年（五三〇）に六十二歳で歿したことが知られるが、兩傳ともに善政碑執筆の史事を記載しない。

善政碑の主人公・湘東王はのちの梁・元帝、諱は繹、武帝の第七子、湘東王はその初封號である。『梁書』卷五、元帝紀には丹陽尹であった期間を明記していない。『南史』卷八、元帝紀は丹陽尹在官の事實さえも載せない。『梁書』卷三、武帝紀下に「普通七年・五二六」十月辛未、以丹陽尹湘東王繹爲荊州刺史」とあり、普通七年十月までは丹陽尹に在職していたことが分かる。しかし、依然として着任時期が明らかでない。

これについて、曹道衡・沈玉成と吳光興とによる一つの考證がある。① 兩者は肝心なところですれ違ふけれど、本稿にかかわる範圍で述べよう。着任時期を明かす最重要の史料は、蕭繹自身の記した「丹陽尹傳序」である。このなかに「每念忝莅京河、茲焉四載」の文字があつて、同序は丹陽尹について四年目の作と領會される。上記のようにその丹陽尹離任は普通七年十月だから、四年をひいて遅くとも同四年の着任がみちびかれる。

『梁書』卷二一、太祖五王、蕭機傳に「（普通）二年、遷明威將軍・丹陽尹。三年、遷……湘州刺史」とあり、同書卷三一、袁昂傳に「普通三年、爲中書監・丹陽尹。其年進號中衛將軍、復爲尙書令」とある。吳光興は蕭繹の丹陽尹着任を蕭機・袁昂のあとを繼ぐものとして、これを普通三年に繫年した。しかし、蕭紀もこの時期に丹陽尹になつてゐるらしい。吳はこれにふれていない。

武陵王蕭紀は蕭繹のすぐ下の弟である。蕭繹は天監十八年（五一九）

に離任した邵陵王蕭綸を繼いで會稽太守に就いている。蕭繹が會稽太守であった時期の後半にあたるころ、丹陽尹であったのが蕭紀らしく、のち會稽太守に移っている。曹・沈によれば、蕭繹の會稽太守から丹陽尹への遷任は、蕭紀との入替人事で、蕭繹の丹陽尹着任の時期を問うのは、蕭紀の會稽太守着任の時期を問うに等くなる。しかし、曹・沈は袁昂の丹陽尹任官に無言である。

二つの考證を総合すると、丹陽尹任官の順次は蕭機↓袁昂↓蕭紀↓蕭繹に、一應は考えられる。『梁書』武帝紀下に「（普通三年）冬十月丙子、加中書監袁昂中衛將軍」とあつて、袁昂傳「其年」云々の史事がその十月のことであつたと分かる。袁昂と蕭繹とのあいだに蕭紀の任官があつたとすれば、蕭繹の普通三年着任は早すぎる。以上を勘案して、蕭繹の丹陽尹在任を普通四年から同七年十月までと、ここでは解しておく。

さて『華林遍略』成書が普通五年、蕭繹の丹陽尹着任が普通四年であれば、果たして『華林遍略』は善政碑を收載しうる。丹陽尹は京師の行政長官で在所は都の建康である。『華林遍略』の成書を普通四年としても、『華林遍略』の編纂所たる華林園も京師にあり、善政碑の文章を華林園にもちこむに費やす輸送等の時間的ロスは無視できるほど小さかつたであろう。また武帝の敕によって編纂された『華林遍略』に、その子・蕭繹をたたえる文章が優先的に收載される蓋然性は高い。

『華林遍略』は依然として有力候補である。

つぎに（2）を試みる。小島が『藝文類聚』を出典に認めたものうち、『太平御覽』に見つからない條文がある。たとえば顯宗紀二年條の出典「晏子春秋」（『藝文類聚』卷二四所引）が『太平御覽』に見当たらないのは、どうということだろう。前掲「丹陽尹湘東王善政碑」

も『藝文類聚』にあって『太平御覽』には見出せない。²⁶⁾

三百六十卷の『修文殿御覽』をもとに千卷の『太平御覽』を編纂する過程は、もっぱら増補作業だったろう。事實、『太平御覽』は『修文殿御覽』を主藍本としつつ『文思博要』『藝文類聚』ほかから條文の提供をうけている。『修文殿御覽』の條文は、單純な採録ミスをのぞけば原則的にすべて『太平御覽』に吸収されているはずある。²⁷⁾ 逆に七百二十卷の『華林遍略』から三百六十卷の『修文殿御覽』を編集する作業は、ほとんど條文の削除または省略であつたろう。つまり『華林遍略』は、『修文殿御覽』の條文のみならずこれにない條文をも含んでいたことが明らかなのだ。²⁸⁾ そして重ねて指摘すべきは『藝文類聚』の第一層の藍本が『華林遍略』であることだ。『藝文類聚』にあって『太平御覽』にない出典文の存在は、『太平御覽』の藍本より『藝文類聚』の藍本に目を向けさせる。

各類書の關係を右のごときと知れば、さきの『晏子春秋』と「丹陽尹湘東王善政碑」とは、『華林遍略』には収載されていたが『修文殿御覽』編纂時に削除された文章と解するのが穩當である。²⁹⁾ ここではじめて、『書紀』の潤色に参照された類書に『華林遍略』を比定すべき段階にいたつた。

『華林遍略』説に有利な出典はこれだけではない。一例として、小島が『史記』を出典に擬した文をあげよう。小島は『史記』からの引用と思われる文章を三つ舉示している。(甲) 成務紀五十六年「周本紀」(乙) 欽明即位前紀「周本紀」(丙) 欽明紀十五年「刺客列傳荆軻傳」の三例である。³⁰⁾ しかし、『書紀』撰上以前に『史記』の舶載があつたかは非常に疑問だ。私見では、この三例は『史記』原典ではなく類書を出典にもつはずなのである。(甲)(乙)はともに『太平御覽』所

引『史記』に同文があり、『太平御覽』の藍本系類書からの孫引きと解される。問題なのは(丙)である。『史記』に對應する文章を『太平御覽』に見出せない。

『史記』に直接よらないとすれば、(丙)も類書からの孫引きに解される。『修文殿御覽』から『太平御覽』への編纂方法をふまえれば、(丙)出典文が『太平御覽』にないということは、その藍本『修文殿御覽』も同様であつたと考えられる。また『華林遍略』から『修文殿御覽』への編纂方法より、(丙)出典文が『華林遍略』に箇條されていた可能性は否定されない。(丙)出典文は(甲)(乙)出典文とともに『華林遍略』條文と結論すべきだ。

確認の意味で(3)を試みる。『辯正論』陳注に引かれた『華林遍略』佚文から領會されるように、『華林遍略』の條文は比較的長文であつたようだ。³¹⁾ これは、條文採録時の節略がなかつたか、あるいは少なかつたことを意味する。それでは、類書から引かれた『書紀』の文章がどれほどの長さになつて、あるいは連続して出典に對應しているのだろうか。『太平御覽』の文章と原典漢籍の文章とを比較して、原典漢籍の方がより長くまたは連続して『書紀』の文章と符合したばあい、『書紀』は原典漢籍に直接よつたのではないから、それは『太平御覽』に保存された短文傾向の『修文殿御覽』ではなく、長文傾向の『華林遍略』によつたと考えられる。

ここでは孝徳紀、白雉元年二月戊寅條のうち、孝徳の下問に對する僧旻の返答部分の出典をとりあげる。この二月條はいわゆる白雉改元の因になつた祥瑞の記事として有名である。僧旻の返答には、「僧旻法師曰、此謂休祥、足爲希物。伏聞」と「是即休祥、可赦天下」とにはさまれ、「又」字で區切られる漢籍からの引用と思しき六つの文章

がある。假に①から⑥の番號をふって置く。ここで検討するのは⑤である。まずそれを引こう。

⑤又周成王時、越裳氏、來獻白雉曰、吾聞、國之黃耆曰、久矣、無別風淫雨、江海不波溢、三年於茲矣。意中國有聖人乎。蓋往朝之。故重三譯而至。

小島は⑤の出典として『藝文類聚』卷八、水部、海水所引『韓詩外傳』をあげた。『藝文類聚』の文章を引いておく。

韓詩外傳曰、成王時、有越裳氏、重三譯而朝曰、吾受命、國之黃髮曰、久矣、天之不迅風疾雨、海之不波溢也、三年於茲矣。意者中國有聖人乎。蓋往朝之。

⑤の出典としては、すでに『書紀集解』が『尚書大傳』と『韓詩外傳』とを引いている。小島が『韓詩外傳』を出典に認定した論據は、もっぱら孝徳紀「江海不波溢、三年於茲矣」に對應する「海之不波溢也、三年於茲矣」の存在である。『書紀集解』の引く『尚書大傳』は對應句を缺く。紙幅に餘裕がないので僧受の返答すべてを引用できない。①②は小島が『藝文類聚』からの間接引用である旨指摘したが、⑤をふくめすべて類書からの間接引用に解される。

小島の『藝文類聚』説はすでに否定されたが、『藝文類聚』所引『韓詩外傳』が「白雉」の文字を缺くのは重大な缺陷である。小島は指摘しないが、『太平御覽』に二條、⑤に相似しなおかつ「海之不波溢也、三年於茲矣」をふくんだ『韓詩外傳』の文章がある。卷四〇一、人事部、敍聖と卷八七二、休徵部、敍休徵とに收められる。この二條は『韓詩外傳』原典により近く「白雉」の語をふくみ、⑤の出典として『藝文類聚』よりふさわしい。特に前者は「敍聖」の類目に簡條されており潤色者にとって搜しあて易からう。

しかし、いっそう⑤に類似した文章を平秀道が紹介している。皮錫瑞『尚書大傳疏證』卷五にあげられた『稽瑞』所引『尚書大傳』佚文がそれである。

周成王時、越裳氏、來獻白雉曰、吾聞、國之黃耆曰、天無烈風淫雨、江海不波溢、於茲久矣。意中國有聖人。蓋往朝之。故重三譯而至。

⑤にはば同文といってよい。これほどの類似を示せば直接間接はともかく『尚書大傳』を出典に認定しなければならぬ。小島は『稽瑞』所引『尚書大傳』佚文を知りながら、『藝文類聚』説の立場から⑤制作の文獻操作を推定するが複雑にすぎ不可である。

『太平御覽』所引『尚書大傳』を検すれば、同じ話柄を述べる條文が三條、I卷九、天部、風、II卷一〇、天部、雨上、III卷七八五、四夷部、越裳國に各々あることがわかった。I IIの記事は省略が多く非常に短文なので分析からまず除外される。IIIは比較的長文だが『稽瑞』所引『尚書大傳』ほどの類似が見られないばかりか、孝徳紀の「江海不波溢、三年於茲矣」に對應する部分がない。『書紀』述作者の見た類書所引『尚書大傳』は『稽瑞』所引『尚書大傳』のごとく、「江海不波溢、於茲久矣」を省略しない文章であったはずだ。原文により近似した『稽瑞』の引く『尚書大傳』佚文のほうが『太平御覽』所引『尚書大傳』より連続して孝徳紀に對應しているといえるのである。したがって、⑤の出典は短文傾向の『修文殿御覽』よりも長文傾向の『華林遍略』がふさわしいこととなる。

別稿でふれた武烈紀八年條「以錦繡爲席、衣以綾紈者衆」について、書き加えておく。私は八年條に類似した『六韜』の文章を、現存の『藝文類聚』と『太平御覽』とから引いた。實はこれと同文が『祕府

略』に二箇所、布帛部、繡また錦にある。上述のように、『祕府略』の主藍本が『華林遍略』と考えられることを考慮すれば、八年條の出現も『華林遍略』所引『六韜』に結論するのが妥當だ。

『華林遍略』の利用を確定するにはいっそうの調査を要するが、『修文殿御覽』説を主張するばあい、これまでに指摘した『華林遍略』利用の徴證を否定しなければならず、成立は困難と思われる。

さて、『華林遍略』の『書紀』述作への利用に關聯して、興味ぶかい指摘が瀬間正之によりなされている。『古事記』序文冒頭、天地開闢神話のなかの一句「氣象未效」の典故として、唐・法琳『辯正論』のほかに『華林遍略』の可能性があるといるのだ。⁽³⁸⁾

現行『辯正論』には法琳の弟子・陳子良による序と注解が附されているが、『辯正論』冒頭部すなわち卷一、三教治道篇第一上の陳注が引く『易鉤命決』に問題の文「氣象未效、謂之太易」がある。『易鉤命決』なる書の何たるかは明瞭でないが、今問われるべきは陳子良が直接何によって『易鉤命決』を引用したかだ。勝村哲也によればこの陳注の一連は『華林遍略』からの孫引きで、法琳自身の作文にも『華林遍略』が利用された可能性が高い。⁽³⁹⁾「氣象未效、謂之太易」が『華林遍略』に箇條されていたことは、太安萬侶が『古事記』序文を制作するにあたり『華林遍略』を利用した可能性をみちびく。瀬間はすでに、梁・武帝の命で編纂された佛教類書『經律異相』が、『古事記』に與えた影響の重篤を明かしている。安萬侶の『華林遍略』利用が認められれば、『古事記』は、梁朝の對の類書、外典の『華林遍略』と内典の『經律異相』とを併用していたことになる。『古事記』撰上は『書紀』撰上にさかのぼること八年、和銅五年（七一）のことである。⁽⁴⁰⁾

おわりに

私は、さきに述べた種々の徴證から、『書紀』の潤色に利用された類書には『華林遍略』を擬するのが、現時点で最も穩當な比定と考えられる。すでに多くを述べる紙幅にめぐまれないので、所論の要約をせず本稿が下した比定の意義を四つ簡単に述べ稿を終えたい。無論、本稿の論旨が承認されればという條件つきである。

第一に、『書紀』という史書を支える史學思想について、『藝文類聚』という「天」より創始する新しい編纂理念に立つ書物ではなく、それ以前におこなわれた五運説を採用する『華林遍略』によったという意味は重大である。天地開闢より起筆される『書紀』のすがたは、現存の漢籍史部書のなかには類例を見ないけれど、六朝時代に流行した「通史」という史籍群の體例に酷似する。冒頭に生成論を配する「通史」と、「太易」の類目からはじめる『華林遍略』とは、共通する歴史認識の所産であると思われる。これらの背景には緯書由來の膨大な知識があった。今日、「通史」體史籍はいづれも亡佚し、類書等に殘る佚文などからその姿を推測するほかない。しかし、『書紀』述作者の模範とした史籍がおそらく、緯書説のさかんな六朝に生起した史學思想の産物であつたらうことは、『華林遍略』の利用からも推知される。このことは、『書紀』の名義問題を解決するうえでも重要な示唆を與えるであらう。⁽⁴¹⁾

第二に、『書紀』撰上時の漢籍の將來狀況について。小島憲之が類書の利用を明らかにした時点で、『書紀』からは豊富な漢籍の舶載は證明されない。ただ『華林遍略』説は、『藝文類聚』説にもまして認められる舶載漢籍の減少をせまる。『華林遍略』説に立てば直接引用

の認定がいっそう減るからだ。一例をあげれば、范曄『後漢書』の將來利用について、その論據は消滅する可能性が高い。范書の撰述が主として官撰の『東觀漢記』によったことは知られているが、『華林遍略』も後漢の史事を敘述するにあたっては、主に『東觀漢記』よったと思われる。范書の流行は唐・李賢の施注以後で、『太平御覽』が多く『東觀漢記』を引用し范書のそれが甚少であるのは『華林遍略』に由来するのだろう。范書を直接利用したように見える文章は、『華林遍略』からの『東觀漢記』の孫引きと考えられる。小島憲之が主張し通説化した范書の利用は、『書紀』撰上當時の「三史」のメンバーにも關聯して、考えなおす必要がある。

第三に、潤色部分と歴史史料との峻別について。筆致の差異より出典の存在を推測されながら、『藝文類聚』説では発見できなかった新たな出典文の探索が、『華林遍略』を第一層の藍本とした『藝文類聚』と、『修文殿御覽』を介在させ『華林遍略』の少なからざる部分を保存している『太平御覽』との並用によって可能になった。

第四に、『華林遍略』の佚文探しについて。類書に典據すると類推される『書紀』の文章を應用して、『華林遍略』佚文の蒐集が論理的に可能になった。ただし、佚文の認定は困難だろうけれど。

注

- (1) 『藝文類聚』説が有名であったためか、いまだにこれの信奉者がいるように、最近公刊された池田溫編『日本古代史を學ぶための漢文入門』（吉川弘文館、二〇〇六）は『日本書紀』の述作に使われた主な類書としては、『修文殿御覽』を挙げるのが適切と思われる、全てを本書（『藝文類聚』——池田）に求める風潮は一考を要する」（二一四頁。執筆は東

『日本書紀』と六朝の類書

野治之）と苦言を呈している。

- (2) 拙稿『日本書紀』の潤色に利用された類書について（他誌へ投稿中。以下、別稿と略稱）。なお、本稿でふれる類書の概略、また『藝文類聚』説とそれへの批判とをめぐる研究史については別稿に記したので本稿では繰り返さない。

- (3) 類書間の繼承關係は、勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」山田慶兒編『中國の科學と科學者』京都大學人文科學研究所、一九七八を參照。『藝文類聚』と他類書との繼承關係については、特に勝村「藝文類聚の條文構成と六朝目錄との關連性について」東方學報（京都）六二、一九九〇を參照。

- (4) 森鹿三「修文殿御覽について」『本草學研究』（財）武田科學振興財團杏雨書屋、一九九九、初出一九六四。勝村哲也「修文殿御覽卷三百一香部の復元——森鹿三氏「修文殿御覽について」を手掛りとして」日本佛教學會年報三八、一九七三。同「修文殿御覽」新考」鷹陵史學三・四、一九七七。

- (5) 『日本國見在書目錄』の書名は、太田晶二郎が「本國ノ中國（その意味のところは主として、『隋書經籍志』の記載）ニ對比サレル意味ニ於テ、本邦日本ニ實際ニ存在シテキル漢籍」の目錄に解したのが定説。太田「日本漢籍史札記一、日本國見在書目錄編纂の精神」『太田晶二郎著作集』一、吉川弘文館、一九九一、初出一九五五。その成書時期については議論があるが、本稿では一應寛平年間成立に解しておく。小長谷惠吉「日本國見在書目錄解説稿 附同書目錄・索引」小宮山書店、一九五六重印、七一—一頁參照。

- (6) 飯田瑞穂は、原典によらず先行類書より孫引きしたためと思われる錯誤例を列挙する。飯田「『祕府略』の錯誤について 附、『祕府略』引用書名等索引」『古代史籍の研究』中、飯田瑞穂著作集三、吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五。藍本の存在は鐵案である。

(7) 前掲、勝村「修文殿御覽天部の復元」六五九—六六八頁。なお、『日本國見在書目録』が『文思博要』を著録していないことに勝村はふれない。『日本國見在書目録』現存本が略抄本であることは通説だが、節略は主に注記部分で書名はもれなく収載されていると考えられる。『文思博要』の不載が鈔寫時の節略によるというには、本邦への舶載の確實な證據が別途必要である。後述のように『文思博要』藍本説ははまだ成立していないといわざるを得ず、『日本國見在書目録』不載は書籍の不將來に考えるべきである。本稿が『文思博要』藍本説に頁をさいたのは、『書紀』潤色に利用された類書の候補をしぼるうえで最低限の資格——日本への舶載したいをいえるか否かを確認するためである。『祕府略』の藍本が『文思博要』であるか否かは、『祕府略』編纂時までの『文思博要』舶載の有無にかかる問題で、その如何が、さらに百年以上さかのぼる『書紀』編纂時の『文思博要』將來を左右することにはならない。しかし、舶載の徴證が得られなければ、本稿の検討對象から除外される。

(8) 飯田瑞穂「『祕府略』に關する考察」『古代史籍の研究』中、飯田瑞穂著作集三、吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五。ただし、飯田が主要藍本を『華林通略』にみとめながら、最終的に「先行の類書——おそらくは『修文殿御覽』の一段階前の『華林通略』など——を主たる材料にし、それに『修文殿御覽』『藝文類聚』『翰苑』『初學記』などを参考にし、それらをほぼ全面的に吸収して作りあげたもの」と結論するのは、安易な解決である。『華林通略』以外に『修文殿御覽』『藝文類聚』までも藍本といってしまうえば、『祕府略』と同一條文をもつ類書すべて藍本ということになりかねない。飯田論文の初出當時、勝村の『華林通略』から『太平御覽』への繼承關係を明らかにした研究が公刊されていなかった點を考慮すれば致し方ないかもしれない。『修文殿御覽』條文はほぼすべて『華林通略』にふくまれており参照の必要がなく、『祕府略』條文の長短から『修文殿御覽』藍本説は、飯田によってすでに否定されて

いるはずである。また、飯田が當論文（一六七頁）で『藝文類聚』の利用を「ほぼ確實」というが疑問である。前掲、勝村「藝文類聚の條文構成と六朝目録との關連性について」は『藝文類聚』條文を二層にわけ第一層の藍本を『華林通略』に比定した（九九—一四頁）。層次の判定は困難をとまなうが、飯田が『藝文類聚』によったとする條文も『華林通略』からの引用と考えられる。一例をのべよう。『祕府略』布帛部、錦が引く「錦金也。作之用功重、……」の條文について、『祕府略』はその原典名を正確に「釋名」に作るが、『藝文類聚』卷八五、布帛部、錦の同文條は「說文」に誤っている。『祕府略』が本條を『藝文類聚』によったとすれば、『祕府略』はどのようにして『藝文類聚』の錯誤を訂正できたのであろうか。まさか原典に直接あたったのではなからう。

『太平御覽』卷八一五、布帛部一、錦は正しく「釋名曰」云々としており、これは『修文殿御覽』に則っていると考えられるから、『祕府略』編者が『修文殿御覽』によって訂正した可能性も机上ではありうる。しかし、實際かくも複雑な操作をしたであろうか。『祕府略』錦の條文と『藝文類聚』錦の計二十二條文との比較を當飯田論文がすでに行っている（一六九頁）。引用の範圍のおよそ一致する條文は十二條にのぼり、なおかつ『藝文類聚』條文はすべて『祕府略』に含まれている。ほかの黍・粟類も同様である。これによって飯田は『藝文類聚』の利用を「ほぼ確實」というのだが、論理的におかしい。引用範圍の一致しない條文については、おおよそ『祕府略』のほうが長文である事實は、『藝文類聚』からは引用不可能の部分があることを告げている。前述『藝文類聚』が「釋名」を「說文」に誤っていたことと併せ、『祕府略』は『藝文類聚』ではなく『藝文類聚』の藍本を利用したと考えるほうが状況をうまく説明できる。『修文殿御覽』錦類が正しく「釋名」に作っていたであろうことから、その藍本『華林通略』も「釋名」よりの轉引文として収載していたはずである。『藝文類聚』と同じ文が多いのは『藝文類聚』の主藍

本が『華林遍略』であるためと考えられる。當飯田論文(二六八頁)が(3)から(5)に簡條したほかに『藝文類聚』にのみ載録されている文も、『祕府略』は『藝文類聚』ではなく『華林遍略』から引用したと考えるべきである。前掲、飯田『祕府略』の錯謬について、附、『祕府略』引用書名等索引(二二八頁も参照のこと。小島憲之が、『祕府略』の「略」字を『華林遍略』にならった用法と推測するのも『華林遍略』説に資す。小島『類書』『祕府略』、『國風暗黒時代の文學』中(上)、塙書房、一九七三、一〇四〇頁。

(9) 渡邊幸三「太平御覽所引本草經の文獻學的性格」『本草書の研究』(財)武田科學振興財團杏雨書屋、一九八七、初出一九五五。

(10) 前掲、渡邊「太平御覽所引本草經の文獻學的性格」。引用はその二八八—二八九頁。渡邊は紙幅の過半を費やし、書式、藥品の性格、藥品の正名、『證類本草』との文字の異同、記文を吟味した。そして、『修文殿御覽』所引「本草經」を雷公集注『神農本草經』四卷に比定する。「神農本草 四卷 雷公集注」は『隋書』經籍志に著録されている。現在『證類本草』卷一序例中に收められる「梁陶隱居序」は、そもそも陶弘景『集注本草』卷一の序録といわれる。これによれば、當時『神農本草經』なる四卷の本草書が傳存していたらしい。この書が雷公集注『神農本草經』四卷で、陶弘景が『神農本草經』三卷を編むに際し底本にしたというのが通説である。赤堀昭「陶弘景と『集注本草』」山田慶兒編『中國の科學と科學者』京都大學人文科學研究所、一九七八、三三三—三三五頁参照。

(11) 前掲、赤堀「陶弘景と『集注本草』」三四三—三四四頁。

(12) 前掲、森「修文殿御覽について」三〇一—三〇三頁。

(13) 『藝文類聚』には十六卷にわたって計二十八條の「古今注」を引いている。たとえば同書卷九四、獸部中、羊は「崔豹古今注」の書名を明記する。

『日本書紀』と六朝の類書

(14) 『華林遍略』は卷數を間違えて『日本國見在書目錄』に著録されており、遅くとも寛平年間には日本に舶載されていた。『祕府略』の藍本に『華林遍略』をみとめれば平安初期には本邦に存在し、七百二十卷の足本か否かはともかく、千卷の書籍の藍本であるから『華林遍略』のかなりの巻が傳來していたと思われる。『華林遍略』の成書時期を考えればさらに早い時期の將來も十分ありうる。ここで附言する。別稿注(4)

に指摘したように、『華林遍略』の成書年は通常いわれる普通四年(五二二)のほか、普通五年(五二四)の可能性がある。本稿では假に普通五年成書に考えておく。さて、平安時代の古記録等に『修文殿御覽』がさかんに引載されるのに對し、『華林遍略』は影がうすい。『華林遍略』からの引用を明記するのは、わずかに院政期の記録が一條、『後二條師通記』永長元年(一〇九七)三月七日條の「燕子馬也。見於華林遍略」が知られるにすぎない。『華林遍略』は祕府にのみ收藏された貴重書であったのか。あるいは通常の利用には大部に過ぎたのか。

(15) 小島憲之『上代日本文學と中國文學』上、塙書房、一九六二、三八五頁(二八)。善政碑は『書紀』安閑紀元年條の出典としてあげられている。長文にわたる類似がみられ、安閑紀元年條の出典であることは間違いない。しかし、善政碑の文章は『太平御覽』に見出せない。その意味するところは後述する。

(16) 『梁書』元帝紀にも普通七年荊州刺史着任の記事あり。

(17) 曹道衡・沈玉成『中古文學史料叢考』中華書局、二〇〇三、五九二—五九三頁。吳光興『蕭綱蕭繹年譜』社會科學文獻出版社、二〇〇六、九一—一〇〇頁。また、石井仁「梁の元帝集團と荊州政權——『隨府府佐』再論」集刊東洋學五六、一九八六、注(3)も参照。

(18) 『藝文類聚』卷五〇、職官部、尹。なお、曹・沈の考證はこれをおとしている。

(19) 前掲、小島『上代日本文學と中國文學』上、三八三頁(二二)。

(20) 嚴可均『全上古三代秦漢三國六朝文』全梁文、卷五三も「丹陽尹湘東王善政碑」の採録源として『藝文類聚』卷五二をあげるのみ。

(21) 前掲、森「修文殿御覽について」が、『修文殿御覽』から『太平御覽』が編纂される際、『修文殿御覽』條文が『太平御覽』にもれおちた例を指摘する。二八五・三〇〇—三〇一頁。しかし、三百六十卷の藍本から一千卷の編纂物を製作するばあい、藍本の條文はもれなく編纂物に再録されるのが原則で、森が指摘した事例は例外に處理すべきである。

(22) 前掲、勝村「修文殿御覽天部の復元」は、『華林通略』『修文殿御覽』『藝文類聚』の篇目構成がほぼ同じであったことをいう(六七二頁)。「修文殿御覽」は長く見積もっても、わづか一年の編纂期間しかもたなかった。篇目構成の一致とも考えあわせれば、『修文殿御覽』の條文は理論上、およそ『華林通略』に含まれていたはずである。「華林通略」と『修文殿御覽』との關係をよく傳える史料として再三引用される唐・丘悅『三國典略』(『太平御覽』卷六〇一、文部)をここでも引こう。

陽休之創意、取芳林通略、加十六國春秋・六經拾遺錄・魏史等書、以士素所撰之名、稱爲玄洲苑御覽。……至是、珽等又改爲修文殿上之。

「十六國春秋」は崔鴻撰、「六經拾遺錄」は王嘉撰、「魏史(書)」は魏收撰、これらを『修文殿御覽』編纂時にあらたに加えたということだ。しかし、一年の編纂時間を考えれば、それは限定的と思われる。なお「華林通略」を「芳林通略」に作るの、齊・武帝も幸した芳林苑と梁・武帝の華林園とを混同した誤りであろう。宋・張敦頤『六朝事跡編類』卷四、樓臺門、芳林苑、參照。

(23) 勝村哲也が法琳『辯正論』卷七陳注にみとめた『華林通略』の佚文四條は『太平御覽』にまったく見當たらぬ。これは、本文中にのべた『修文殿御覽』が『華林通略』の條文を削って成ったことの反映であろう。なお、佚文四條のうち「通略云」として引かれた文はほかの三條と

同じく『幽明錄』の佚文で、『太平廣記』卷三二にも「新鬼」の題で收められている。これに同じ話柄が、唐・薩守眞『天地瑞祥志』卷一四に『幽明錄』からの引用として收載されている。新美寬編・鈴木隆一補『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』續、京都大學人文科學研究所、一九六八、六五—六六頁。勝村が「通略云」條にほぼ同じという『天地瑞祥志』所引文はおそらくこの文章だろうが、文辭の異同が多く同一話柄というに止めておくべきだ。前掲、勝村「修文殿御覽天部の復元」六五〇—六五三頁參照。『辯正論』については後段でふれる。

(24) 『修文殿御覽』編纂の中心人物は顔之推であった。かれが蕭繹から受けた學問的影響は格別のものがある。たとえば、蕭繹の著『金樓子』が『顏氏家訓』に與えた影響の重篤を想起されたい。音成彩「梁元帝『金樓子』について」九州大學東洋史論集三四、二〇〇六參照。しかし、かれが故主・蕭繹を追慕し顯彰のため善政碑を『修文殿御覽』に收めた可能性は、『太平御覽』に當該碑文が收載されていないため、特別の論據がないかぎり認められない。

(25) 前掲、小島『上代日本文學と中國文學』上、三三四—三七頁。(甲)(乙)(丙)とも、『藝文類聚』には出典として適切な條文が見當たらぬ。小島は、『書紀』における『史記』利用のきわめて低調をいながら、『藝文類聚』説の立場から、これらを『史記』の直接利用とみなさざるを得なかった。そして不整合の説明に苦慮している。六朝時代、『史記』は流行の史書ではなかった。そのことは、たとえば『隋書』經籍志、正史類の小序を讀めば解されよう。私見では、當時の日本に『史記』はまだ舶載されていなかったと思われる。小島の指摘した三例はすべて類書からの間接引用に解すべきだが、後述する『帝王世紀』からの直接引用の可能性も残しておく。

(26) 私は『書紀』撰上時に『史記』は本邦に舶載されていなかったと考えているが、いまだ實證していない。しかし本稿は、『書紀』潤色者が

『史記』を物理的に利用できないという假定を前提に論を組み立てている。この前提の妥當性は、後日『書紀』書名問題に關聯して獲得されるはずである。部分的には、拙稿「『日本書紀』書名論序説」佛敎大學大學院紀要三五、二〇〇七にて述べた。また、書名問題そのものについての私見は、拙稿「『日本書紀』は「正史」か」鷹陵史學三三、二〇〇七で述べた。

- (27) (甲) については、『太平御覽』卷八五、皇王部、報王に「史記曰、……頓首受罪、盡獻其邑」とある。『論衡』卷八にも同文があるが、もちろん『書紀』潤色者は見えていないだろう。(乙) については、『太平御覽』卷四七五、人事部、待士に「史記曰、西伯敬老慈少、禮下賢者、日中不暇食以待士」とある。(甲)(乙)の『書紀』兩文は、類書所引『史記』によったものと思われる。

- (28) 前掲、勝村「修文殿御覽天部の復元」六五二頁。

- (29) 前掲、小島『上代日本文學と中國文學』上、三七六―三七八頁。

- (30) 『韓詩外傳』は現存しており、『藝文類聚』の引いた原文は卷五にある。(31) 兩書に追加して、『說苑』卷一八、辨物にも類似の文章がある。『尚書大傳』と『韓詩外傳』とは成立時期をほぼ同じくし(前漢初期)、一方が他方に依據したというより既成の話柄をおのおの獨自に特定の意圖のもとに採録しようだ。開嶋潤一「鄭玄『尚書注』と『尚書大傳』——周公居攝の解釋をめぐって」東洋史研究六〇―四、二〇〇二、注(34)参照。

- (32) 小島は、①は『藝文類聚』卷九九、祥瑞部、雉所引「春秋緯感精符」に、②は同所引「孝經緯援神契」に各々よるとした。また⑥の出典は『太平御覽』をはじめ現存類書中には未発見で、唐敎援「晉書」にもそれらしい記事がない。ただ『書紀集解』が、『宋書』符瑞志の類似文をあげるのみである。③④の出典は未詳。

- (33) 平秀道「日本書紀と識緯思想——大化の改新前後の記載を中心として」

『日本書紀』と六朝の類書

國文學論叢(龍谷大學)七、一九六〇、六四―六五頁。

- (34) 『稽瑞』「白雉獻聖、玄鶴報恩」條。『稽瑞』一卷は唐・劉慶撰。宋本が現存するようだが、私は通行の後知不足齋叢書本によった。今のところ『稽瑞』以外に當該佚文の存するを聞かない。『尚書大傳』は、宋代にはすでに完本が傳わらず明代には散佚した。『尚書大傳疏證』に先行する各輯本および同時期の王國運『尚書大傳補注』は、當佚文を収めない。『尚書大傳疏證』にいたるまでの佚文蒐集の歴史については、濱久雄「『尚書大傳』考」東洋研究(大東文化大學東洋研究所)一三三、一九九九を参照。

- (35) ⑤の「久矣」「三年於茲矣」に對應する句が『稽瑞』所引『尚書大傳』に見られない點に小島は難を示すが、おそらくそれは『稽瑞』の引用または轉寫時の誤寫が原因で、そもそも⑤と同文であったと思われる。ほかの『尚書大傳』佚文が傳えるように、もとは「久矣天無……」と續いていたのだろう。「矣」字を同じくする隣行の「茲矣」と混同した鈔寫時の事故であったかもしれない。そのとき「三年」もとんでしまったか。⑤に「天」字のある方がよいが、利用された類書では「天」字を缺いていたのか。

- (36) 『稽瑞』はほとんど引用文からなり、その撰述には類書の利用が推測される。劉慶が引いた『尚書大傳』はそもそも『華林遍略』からの轉引かもしれない。さて、考察の對象にえらんだ僧旻の發言は、『書紀』編者による引用ではなく『書紀』の原史料にすであつた表現かもしれない。しからば、これまで論じてきた『書紀』の文章とは次元を異にし、本稿の考察には無益である。森博達の方類では孝徳紀はα群に屬す。α群中、引用文をのぞく計二十二例の誤用のうち過半の十三例が孝徳紀の詔敕に集中し、「御宇(實)」とその類句とが同紀に集中することから、孝徳紀には編纂の最終段階にかなりの手入れがなされたと考えられる。森博達「日本書紀の謎を解く」述作者は誰か」中央公論新社(中公新書)、

一九九九、一九六—二〇六・二二〇—二四頁および同「日本書紀の成立過程と大化改新」東アジアの古代文化一〇三、二〇〇〇参照。なぜ加筆が必要だったのか。また、白雉關聯記事の詳密ぶりも奇異である。憶測に過ぎないが、両者は同一の目的下の所爲ではなからうか。山尾幸久は孝徳紀所載詔敕の検討から大化改新虚構論を展開した。『書紀』は孝徳朝を律令國家への劃期的第一段階に、天武朝を大化改新の成果を繼承し完成に近づけた第二段階に、両者にはさまれる天智朝を後退と失政との連續に各々描いている。山尾によれば、『書紀』は、本來天智朝が受けるべき律令國家體制の始動という名譽を孝徳朝の事蹟にうつしかえ、本來評價されるべき天智朝を貶めている。これらの操作は一に篡奪政權である天武朝正當化の要請にもとづくという。山尾『日本書紀』の國家史の構想——一、二の豫備的考察「日本思想史學二八、一九九六および同『大化改新』の史料批判」塙書房、二〇〇六。私は山尾の構想に共感をもつ。白雉關聯記事も同一意圖による『書紀』述作者の創作を多く含むのではないか。尾崎勤によれば、一連の白雉記事は孝徳朝を革命王權として敘述する當初の主旨が『書紀』編纂の最終段階で變更され、祥瑞の面の強調された現行文が成立したらしい。尾崎「中大兄皇子と周公旦——齊明朝の「肅慎」入朝が意圖すること」日本漢文學研究（二松學舎大學）二、二〇〇七。方針變更以前に、今みる僧旻の返答がどうであったかは想像するよりほかない。しかし僧旻の發言が白雉の祥瑞性の根據を擧例するのに費やされていることに着目すれば、①から⑥も『書紀』の原史料ではなくその最終段階で挿入されたと考えるのが妥當ではなからうか。なお、尾崎は僧旻の發言にかぎって、類書ではなく治部省が奏文制作に参照した「圖諫」を出典に擬するが従いがたい。潤色に参照された書籍に孤例を認めるのは慎重であるべきだ。また、「圖諫」が奏文に引用句を提供する文冊であれば、常覽に便利なよう治部省の建物内に備えつけられていたはずである。『書紀』編纂が治部省内で行われ

ないかぎり、述作者がわざわざ治部省まで出向き潤色用に「圖諫」を手にすることはなからう。他巻の潤色と同じく類書で十分用は足る。なお、各漢籍の「無別風淫雨」にあたる文字にはやや混亂があることを、神田喜一郎『日本書紀古訓攷證』が述べている。『神田喜一郎全集』二、同朋舎、一九八三、四〇七—四〇九頁、初出一九九九。

(37) 『祕府略』布帛部、錦に「太公六韜曰、夏桀殷紂之時、婦人錦繡文綺之坐席、衣以綾紈常三百人」とある。同書、續は「坐」を「賢之」に「常」を「嘗」に作る。『祕府略』の引用は『尊經閣善本影印集成13 祕府略』八木書店、一九九七所收影印本による。

(38) 瀨間正之「古事記序文開關神話生成論の背景」上智大學國文學科紀要一八、二〇〇一、九—一三頁。『辯正論』については、磯波護「隋唐の佛教と國家」中央公論社（中公文庫）、一九九九、五六—五九頁参照。

(39) 前掲、勝村「修文殿御覽天部の復元」六七三—六七四頁および注(20) 参照。

(40) 瀨間正之「記紀の文字表現と漢譯佛典」おうふう、一九九四。『經律異相』については、大内文雄「梁代佛教類聚書と經律異相」東方宗教五〇、一九七七参照。

(41) 『辯正論』は正倉院文書に記名されており、舶載の時期は不明ながら奈良時代にはすでに將來されていたことが明白だ。安萬侶が参照したのは『華林遍略』ではなく『辯正論』だったかも知れない。正倉院文書には三箇所、『辯正論』の名を見る。『大日本古文書』九卷三九一頁、一一二卷二一六・五三三頁。

(42) 『書紀』の類書問題をあつかった諸研究は、一類書の單獨利用を前提にしている。私もこの稿を一類書の單獨利用を前提に進めてきた。当該問題を論究するばあい、これが考察の枠組みとして正當だと考えるからである。論理的には複数の類書の併用もありうるが、繼承關係を有する類書の併用を前提に議論すれば、利用類書などどうとでも想定できてし

まう。一種の類書で全體を説明できるなら、それにこしたことはない。單用説では合理的理解に到達できない時、はじめて併用説が登場するはずで、考察の順序にその逆はない。

- (43) 『書紀』が「通史」を模倣した可能性は、書名問題とのかかわりから、前掲、拙稿『日本書紀』書名論序説』でもふれた。「通史」のうち、晉・皇甫謐『帝王世紀』は、諸書での引用が多くその流行ぶりがうかがわれる。『書紀』が「通史」を模したとすれば、『帝王世紀』はその手本としてもっとも有力な史書と思われる。なお、『帝王世紀』も五運説によっている。南澤良彦『帝王世紀』の成立とその意義』日本中國學會報四四、一九九二参照。

- (44) すでに山田英雄が、『修文殿御覽』あるいは『華林遍略』等に引かれていたであろう『東觀漢記』の文章を、『書紀』の出典に擬している。山田『日本書紀即位前紀について』日本歴史三六八、一九七九、九一—〇頁。